

会 派 代 表 質 問 通 告 書

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

会 派 名 (市民クラブ すばる)

高島市議会議員 8 番 高木 広和

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が 2 以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・ 質問番号 1 の用紙にだけご記入ください。
- ・ 質問が一つだけの場合は必然的に 1 となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号) 発 言 事 項	新年度予算と高島市政の課題について
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	
まず、市の財政状況について質問いたします。 市の歳入は、市税をはじめ市の施設の使用料、手数料、更には、ふるさと納税を含む寄付金などの「自主財源」は僅か 3 割程度であり、残り 7 割は地方交付税をはじめ、国や県からの補助金、市債などの「依存財源」といった歳入の状況であります。 一方、歳出は、職員の人件費をはじめ、児童や高齢者、障がいのある方、更には生活困窮の方などに対して、法令に基づいて必要となる扶助費や、過去に市が借りた地方債の返還にかかる元利償還金などの公債費といった、義務的な経費が 4 割以上 (47.4%) を占めており、今後もこの義務的経費の割合は、人件費や社会保障関連経費の増加によって、その割合も増えるのではないかと懸念しており	

ます。

さらには、本市は多くの公共施設を抱えているため、その施設の修繕費に毎年、多額の費用が必要となります。町村合併後これまでは、交付税措置が約 70%もある合併特例事業債を発行でき、最終年となる今年度は 12 月補正時点では 36 億 7200 万円の発行を予定されていますが、この有利な起債も今年度で終了するという事で、令和 7 年度からは、これまで以上に厳しい財政運営になると想定されますが、この状況をどのように分析され、また、今後どのような財政運営をされるのか伺います。

また、このような財政状況の中、今定例会における令和 7 年度当初予算は義務的な経費が主となる骨格予算となりますが、6 月定例会には、いわゆる政策予算が上程される予定です。市長が公約で掲げられていました、様々な政策や施策を実行していくための大まかなスケジュールは既に考えておられるのか、また、政策、施策の優先順位をどのように考えておられるのか、現時点での思いを伺います。

続きまして、一昨年より、市民の方が非常に関心を持たれ、また、心配されている、農産物等輸出拡大施設整備事業補助金未返還の問題、いわゆる「イチゴ事案」について質問いたします。

令和 4 年 6 月 20 日に高島市が 3 億 7375 万円の概算払いされたことを議会として認識したのが令和 5 年 5 月のことと記憶しています。

令和 3 年度 3 月末に株式会社風車が事業主である農産物等輸出拡大施設整備事業が国、滋賀県より高島市に対し、7 億 4941 万 5 千円

の補助金の交付決定がされ、令和４年度に繰越承認された事業は、工事未着手でありながらも令和４年６月１３日に株式会社風車から高島市に３億７３７５万円の補助金交付（概算払い）の請求があり、６月２０日に同金額を概算払いとして支払っています。本来、農産物等輸出拡大施設整備事業の予算の財源は県からの補助金７億４９４１万５千円となっており、その全額が国の交付金で賄われる予定であった事業であります。高島市議会で議決された内容とは異なり、市は一般財源から支出をしていることから、その支払い行為については適正であったと考えておられるのか、市長の見解を伺います。

また、この支出について前市長は高島市補助金等交付規則に則り支出した、瑕疵はないと話しておられますが、そもそもこの事業は、国の補助金交付決定がされ予算化されたものであり、国の交付決定には補助事業者は法律、規則、要綱、要領の規定に従わなければならない、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」「農産物等輸出拡大整備事業実施要綱」「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業の取り扱いについて」などに従わなければならないと通達されています。このような概算払いにあたって、滋賀県は市に対し、事業の進捗に対する補助金の交付を国・県に申し出ていただきたいとの指示があったものと認識していますが、こうした上位法令等を優先せずに市は、高島市補助金等交付規則に則り補助金を支払っています。その後、株式会社風車からの補助金の申請の取り下げ、国の補助金の交付決定の取り消し、そして補助金返還命令から返還督促と流れていき、市は株式会社風車を相手取り民事裁判を提起し、責任を追及しています。その一方で、市は概算払いをした

明確な答えを何ひとつ説明していません。約 3 億 7 千万円もの市民の税金を概算払いとして市が独自に支払ったのなら、概算払いの請求がされた時点でこのような事態にならないような対策をされていたら、全額未返還という事態を回避できたとも考えられ、また回避できなくても、少なくとも市民に対して、少しでも納得が出来る説明が出来たのではないかと考えます。このような経緯を、新しく就任されました市長はどのように受け止められているか伺います。

また、去る 2 月 20 日に大津地方裁判所において高島市農産物等輸出拡大整備事業費補助金未返還の問題で株式会社風車 代表取締役飯阪太祐を相手取り、高島市が民事訴訟していた裁判の判決は、被告は高島市に対し 3 億 7375 万円及び令和 5 年 6 月 1 日から支払い済みまで年 10.95%の割合による金員を支払えという判決結果と報告をいただいております。そのうえで今後支払い方法の内容について株式会社風車の飯阪氏と協議されていかれるものと考えておりますが、まずは至急に財産の差し押さえをするべきと考えますが、市長の見解を伺います。

さらには、今城市長が選挙を通して緊急課題とされておられた事実解明調査と刑事面の対応について、どのようにお考えか伺います。

次に、新ごみ処理施設の整備について質問いたします。

現在、泰山寺地先において建設計画が進められており、焼却施設については、令和 11 年度中の稼働を、リサイクル施設については、令和 14 年度の稼働を目標に進められているところですが、本建設計画は、令和 4 年 9 月に泰山寺地先を建設候補地として選定され、

同年 12 月には、建設予定地として決定されたところであります。

その後、「新ごみ処理施設整備基本計画」の策定や、建設用地の取得、施設整備に必要な地質調査業務をはじめとする各種業務も粛々と進んでいる状況であり、現在は、敷地造成設計の検討や事業者選定委員会による施設の整備・運営事業者の選定に係る検討に入っている段階であると認識しています。

このような経緯を踏まえ、まず、1 点目に、市長が公約で掲げられている、現在計画中の泰山寺地先において新ごみ処理施設を建設した場合と、現ごみ処理施設がある今津町途中谷の場所において建替えた場合の経費比較については、いつ頃を目途に比較検討をし、結果を出されるのか伺います。

2 点目に、泰山寺地先において新ごみ処理施設建設の基本計画について策定をされていますが、1 点目の結果を受けた基本計画の見直しや補充などの可能性について、どのようにお考えか伺います。

3 点目に、既に新ごみ処理施設への搬入道路の決定もされていますが、関係区や自治会との合意形成は図れているのか伺います。

最後に、3月定例会開会日の所信表明において、情報公開の徹底による、透明性の高い、市民に開かれた市政の実現を目指すと発言されていますが、このことに対する市長の具体的なお考えを伺います。